

後任の最高裁裁判官の氏名を官房長官は記者会見で明らかにせよ

西川伸一

〈本稿についての説明〉

5 本稿は『週刊金曜日』2023年11月3号の「西川伸一の政治時評」用に書かれたものである。ところが、締切り日前日の10月25日に最高裁大法廷が12例目の違憲判断を示した。翌日の朝刊でその詳細を知って、急遽これをテーマに新しい原稿を作成し本稿は没にした。ついでには本稿をウェブ公開原稿として発表することにした。

2023年10月28日

10

来週早々にも新しい最高裁判事に弁護士の宮川美津子氏が任命される。11月5日に70歳で定年退官する山口厚最高裁判事の後任である。すでに10月6日（金）に閣議決定されている。彼女の就任で女性最高裁裁判官数は2から過去最多3に戻されるのはよかった。

15

10月6日の朝、朝刊をみた私はX（旧ツイッター）に次の投稿をした。

「きのう13時に戸倉三郎最高裁長官が首相官邸を訪れて、岸田首相と面会している。ということは、山口厚最高裁判事の後任を具申しにいったのだ。きょうの午前中の閣議で任命が決定され、その後の官房長官記者会見で発表される。後任者が弁護士枠からの起用になるのか大いに注目だ」。

20

山口氏は高名な刑法学者である。彼の前任者は弁護士出身者であった。ならば弁護士出身者がそのイスを継ぐのが通例だ。しかし、時の安倍晋三政権の強い意向で山口氏が起用された。山口氏は弁護士登録をしていたので、このイスは学者枠なのか弁護士枠なのかは彼の後任をみて判断するほかなかった。宮川氏が就くことで弁護士枠とみなされたとわかった。宮川氏は第一東京弁護士会（一弁）所属である。最高裁裁判官に4人いる弁護士出身者全員が一弁出身という偏った構成が続くのはいただけない。

25

ところで、最高裁長官が首相官邸を訪れるのは、後任の最高裁裁判官候補者について首相に意見具申を行う場合のみである。憲法6条および79条により内閣が最高裁裁判官を指名・任命する。それには閣議決定の形式が採られる。定例閣議は毎週火曜日と金曜日の午前に開催される。内閣官房長官はその直後の定例記者会見で後任が決定した旨を発表する。

30

つまり、最高裁長官は閣議日の前日、しかも必ず木曜日に首相の内諾を求め、その人事が翌日の閣議で諮られ決定される。それを官房長官が記者発表するのである。最高裁裁判官の定年退官日のほぼ1か月前にその後任が閣議決定

されてきた。ということは、最高裁長官はその頃の木曜日に首相と会うのだ。それが翌日朝刊の「首相動静」欄で報じられ、後任具申だとわかる。

閣議決定後の官房長官による記者発表のあり方に私は強い疑問を抱いてきた。今回、松野博一官房長官は「本日の閣議で決定した最高裁判事の人事については、お配りした資料のとおりです」と述べただけである。ライブ配信でこれをみた国民は「最高裁判事の人事」とはなにかまるでわからない。「資料」に基づき配信されるニュースで知るのである。国民を愚弄してはいまいか。

こうした発表方式は2018年2月に任命された三浦守最高裁判事の人事から10人連続でなされている。それ以前には氏名と現（元）職が発表されていた。なぜやり方を変えたのか。私は最高裁と内閣官房にその理由を記した文書の開示を求めたことがある。最高裁からは「作成又は取得していない」（2021年9月10日付）、内閣官房からは「保有していない」（同年10月12日付）との回答であった。

国民にとっての「不利益処分」が記録に残さず行われた。当時の安倍政権の司法を軽んじる姿勢が垣間見える。岸田文雄政権が任命した最高裁判事は宮川氏がはじめてだ。この姿勢が現政権にも引き継がれていることを痛感した。